

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成28年6月10日(金)  
午前10時  
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第58号 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- 2 議案第59号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- 3 陳情要望について
- 4 閉会中の調査事項について

議案第58号 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定  
について

1 改正の理由

平成28年4月1日に本市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学を本条例における実施機関として定めるため

2 改正の内容

(第2条関係)

- ・実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える。
- ・公文書を作成する者に「市が設立した地方独立行政法人の職員及び役員」を加える。

(第9条関係)

- ・公文書公開義務の除外事項である「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」の除外事項である「公務員」の情報に「独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員」を加える。
- ・「法人」の定義の除外事項に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を加える。
- ・「国等」の定義に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を加える。

(第11条の3関係)

- ・本市が設立した地方独立行政法人が行った公開決定等又は公開の請求に係る不作為について不服がある場合、行政不服審査法に基づく審査請求ができる旨を規定する。

**【第11条の3を定める理由】**

行政不服審査法上の審査請求の対象は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とされ、この「行政庁」とは、国や地方公共団体から公権力の行使の権限を与えられているものをいい、法律や条例によって権限を付与されている機関は「行政庁」と解される。

本市が設立した地方独立行政法人は、本市とは別人格を有する独立した法人ではあるが、本条例第2条において実施機関と定め、公文書の公開決定等の権限を付与しており「行政庁」と位置付けている。

よって、本市が設立した地方独立行政法人の公文書の公開決定等又は公

開の請求に係る不作為については行政不服審査法上の審査請求の対象となることを確認的に規定するものである。

議案第59号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の  
制定について

1 改正の理由

平成28年4月1日に本市が設立した公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学を本条例における実施機関として定めるため

2 改正の内容

(第2条関係)

- ・実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える。
- ・実施機関の職員に「市が設立した地方独立行政法人の役員」を加える。

(第18条の3関係)

- ・本市が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は開示等の請求に係る不作為について不服がある場合、行政不服審査法に基づく審査請求ができる旨を規定する。

**【第18条の3を定める理由】**

行政不服審査法上の審査請求の対象は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とされ、この「行政庁」とは、国や地方公共団体から公権力の行使の権限を与えられているものをいい、法律や条例によって権限を付与されている機関は「行政庁」と解される。

本市が設立した地方独立行政法人は、本市とは別人格を有する独立した法人ではあるが、本条例第2条において実施機関と定め、個人情報の開示決定等の権限を付与しており「行政庁」と位置付けている。

よって、本市が設立した地方独立行政法人の個人情報の開示決定等又は開示等の請求に係る不作為については行政不服審査法上の審査請求の対象となることを確認的に規定するものである。